伊賀市公告

次の者に対する令和８年度国民健康保険税納税通知書は、当該者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る書類は、伊賀市健康福祉部保険年金課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月13日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

送達する書類	氏名・名称
令和8年度国民健康保険税納税通知書	GALLAGE　THARANGA　SUNETH

※地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。